

**国内外貨建債券取引約款
新旧対照表**

下線部分変更

変更前	変更後
(受渡期日) 第 2 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4 営業日目</u> (2019 年 7 月 16 日以降は 3 営業日目) とします。 (2)～(5) (省略) (国内外貨建債券に関する権利の処理) 第 3 条 (1) (省略) (2) 国内外貨建債券に関し新株予約権(新株予約権証券を除きます。)が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。 (3)～(6) (省略) (第6条 新設)	(受渡期日) 第 2 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3 営業日目</u> とします。 (2)～(5) (現行どおり) (国内外貨建債券に関する権利の処理) 第3条 (1) (現行どおり) (2) 国内外貨建債券に関し、株式の割当てを受ける権利又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。</u> (3)～(6) (現行どおり) (金銭の授受) 第 6 条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、<u>円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)</u>によります。<u>この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</u> 2 前項の換算日は、<u>売買代金については約定日、第3条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領</u>

変更前	変更後
(諸報告書等) 第 6 条 (省略) (免責事項) 第 7 条 (省略) (約款の変更) 第 8 条 (省略)	<u>を確認した日とします。</u> (諸報告書等) 第 7 条 (現行どおり) (免責事項) 第 8 条 (現行どおり) (約款の変更) 第 9 条 (現行どおり) (2021 年 11 月改定)